

牧之原市の公共工事の入札及び契約の情報の公表の方法

平成19年6月26日

告示第97号

(趣旨)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号。以下「令」という。)第5条第3項及び第6条並びに第7条第5項の規定に基づき牧之原市が行う公共工事の入札及び契約の情報の公表方法に関し必要な事項を定める。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、令第5条第1項の規定を基本に、当該年度に発注することが見込まれる予定価格が250万円以上の公共工事及び契約を締結した予定価格が250万円以上の公共工事とする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。

(公表する事項)

第3条 公表する事項は、公共工事の発注の見通しに関する事項、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項で別表に掲げるところによる。

(公表の方法等)

第4条 公表の方法は、公衆の閲覧に供する方法とし、牧之原市役所榛原庁舎2階市民ラウンジ及び相良庁舎1階ホールの情報公開コーナーにおいて、自由閲覧方式により実施する。

2 牧之原市ホームページにおいて、別表入札及び契約の過程 の事項を公表し、広報まきのはらにおいて、 の事項を公表する。

(公表の時期等)

第5条 公表する事項ごとの公表の時期及びその期間は、別表に掲げるところによる。

(費用の負担)

第6条 閲覧に係る手数料は、無料とする。ただし、閲覧に供したものの写しの交付を受ける者は、市長が定めるところにより、その交付に要する費用を負担しなければならない。

(委任事項)

第7条 この告示に定めるもののほか、公共工事の入札及び契約の情報の公表方法に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成19年6月26日から施行する。

別表（公共工事入札契約情報の公表方法関係）

	公表する事項	公表の時期	公表の期間
発注の見直し	<p>公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要</p> <p>入札及び契約の方法</p> <p>入札を行う時期（随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期）</p> <p>上記の から に関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項</p>	<p>当初予算分は、4月10日までに閲覧に供する。変更がある場合には、7月、10月、1月に変更後の見直しを閲覧に供する。</p>	<p>当該年度の3月31日まで閲覧に供する。</p>
入札及び契約の過程	<p>一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿</p> <p>指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿</p> <p>指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準</p> <p>一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格</p>	<p>定めたとき又は変更したときから7日以内に閲覧に供する。</p>	
	<p>一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由</p> <p>指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由</p> <p>入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く。）</p> <p>落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。）</p> <p>最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由</p>	<p>公共工事の契約をしたときは、当該公共工事ごとに契約の締結の日から7日以内に閲覧に供する。</p>	<p>契約を締結した日の属する年度の翌年度末まで閲覧に供する。</p>

	<p>最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称</p> <p>総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札を行った場合における次に掲げる事項</p> <p>イ 当該総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札を行った理由</p> <p>ロ 落札者決定基準</p> <p>ハ 価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由</p> <p>ニ 落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由</p>		
<p>契約の内容</p>	<p>次に掲げる契約の内容</p> <p>イ 契約の相手方の商号又は名称及び住所</p> <p>ロ 公共工事の名称、場所、種別及び概要</p> <p>ハ 工事着手の時期及び工事完成の時期</p> <p>ニ 契約金額</p> <p>随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由</p> <p>変更後の契約に係る上記のロからニまでに掲げる事項及び変更の理由</p>	<p>公共工事の契約をしたときは、当該公共工事ごとに契約の締結の日（契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、変更契約の締結日）から7日以内に閲覧に供する。</p>	<p>契約を締結した日の属する年度の翌年度末まで閲覧に供する。</p>